

議 第 2 5 号

鵜川コミュニティセンターの廃止に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

本市鵜川コミュニティセンターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

鵜川コミュニティセンターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

（コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 新潟県柏崎市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

鵜川コミュニティセンター	柏崎市大字女谷4760番地1
--------------	----------------

」

を削る。

（公民館条例の一部改正）

第2条 新潟県柏崎市公民館条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

〃 鵜川分館	〃 大字女谷4760番地1
--------	---------------

」

を削る。

(鵜川総合研修センター設置及び管理に関する条例の廃止)

第 3 条 新潟県柏崎市鵜川総合研修センター設置及び管理に関する条例 (昭和 5 3 年条例第 1 2 号) は、廃止する。

(鵜川体育館設置及び管理に関する条例の廃止)

第 4 条 新潟県柏崎市鵜川体育館設置及び管理に関する条例 (昭和 6 0 年条例第 2 2 号) は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和51年3月31日条例第16号）

改正後		改正前	
別表			
名称		名称	
(略)	柏崎市大字中田2295番地1	(略)	柏崎市大字中田2295番地1 柏崎市大字女谷4760番地1
北鯖石コミュニティセンター		北鯖石コミュニティセンター	
(略)		(略)	

新潟県柏崎市公民館条例（昭和50年3月27日条例第16号）

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）			
名称		名称	
(略)	松波二丁目17番3号	(略)	松波二丁目17番3号 " 大字女谷4760番地1
" 松波分館		" 松波分館	
(略)		(略)	